

立地適正化計画の概要

資料-1

立地適正化計画とは？

“コンパクトなまちづくり”を目指し新たに制度化された計画

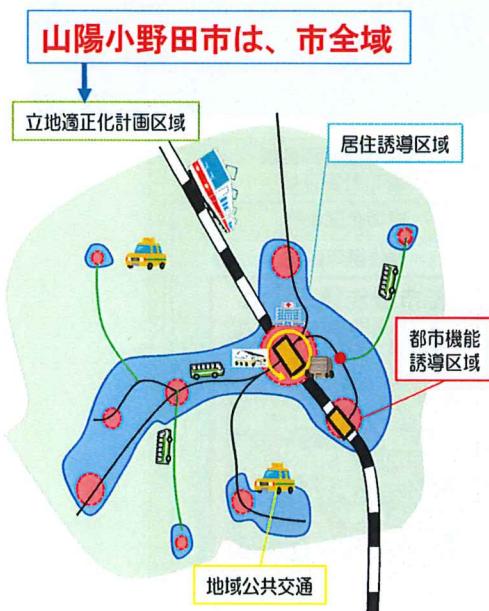
人口減少等の社会情勢の変化に対応した、持続可能な都市経営を可能とするため、**居住の誘導**や**都市機能（医療・福祉、商業等）の誘導**、**公共交通施策の充実**に係る**施策**を定める計画。

「**都市再生特別措置法**」に基づいて、**市が定めることができる**計画。



立地適正化計画の概要

立地適正化計画区域のイメージ

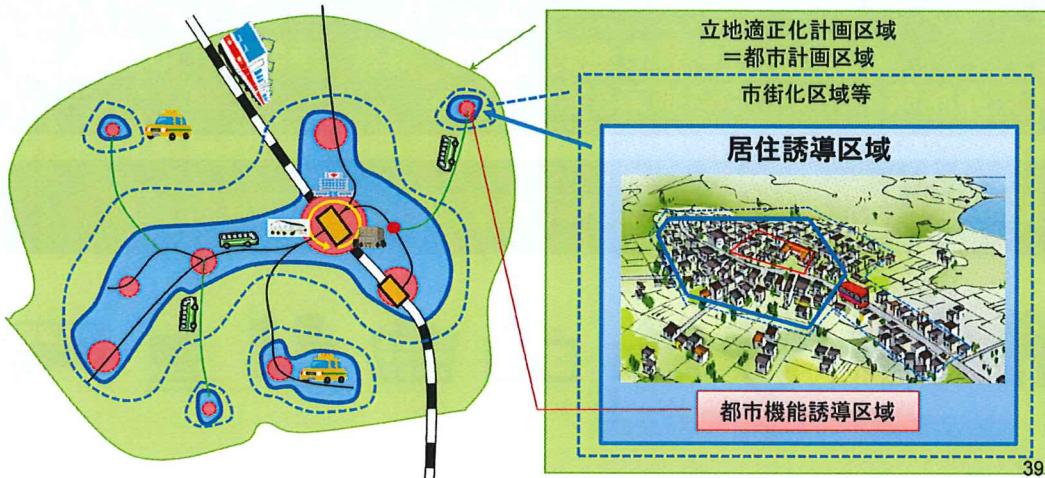


出典：立地適正化計画概要パンフレット

立地適正化計画の概要

居住誘導区域とは？

人口が減少しても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、日常生活のサービスや公共交通、また地域コミュニティが持続的に確保できるよう居住の誘導を行うながす区域となります。

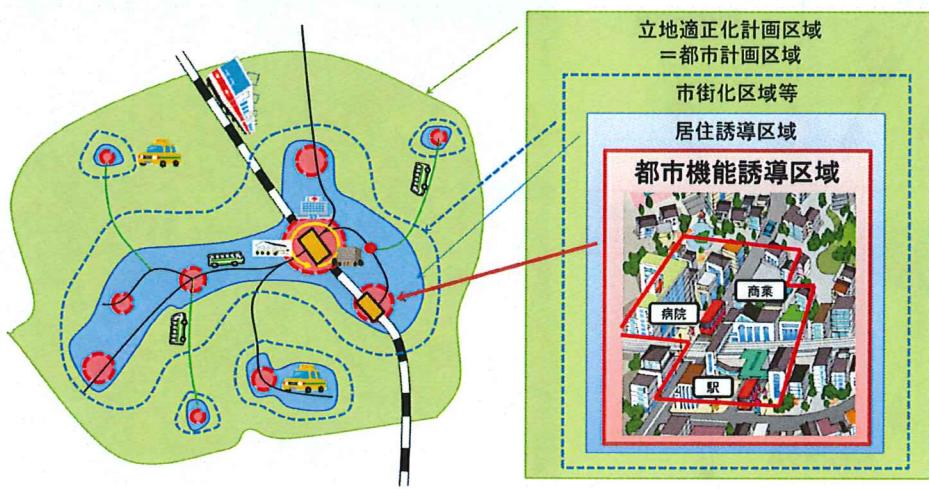


出典：改正都市再生特別措置法等について（国土交通省資料）

立地適正化計画の概要

都市機能誘導区域とは？

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これら各種サービスの効率的な提供を図る地域となります。



出典：改正都市再生特別措置法等について（国土交通省資料）

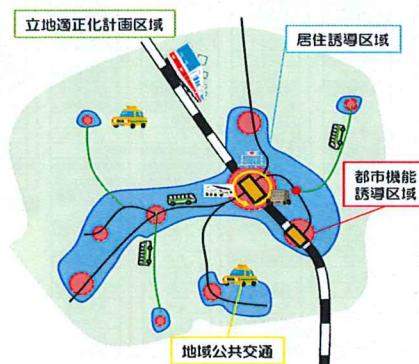
立地適正化計画の概要

居住誘導区域外における届出

居住誘導区域外で一定条件の建築物の開発行為・建築等行為を行おうとする場合には、市長への届出が必要となります。

都市機能誘導区域外における届出

都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の開発行為・建築等行為を行おうとする場合には、市長への届出が必要となります。



立地適正化計画の概要

立地適正化計画による人口の誘導（イメージ）

例えば・・・

現在

居住誘導区域外

14,550人

居住誘導区域内

48,000人

人口減少

合計 62,550人

目標年次

居住誘導区域外

10,000人

居住誘導区域内

48,000人

合計 58,000人

